

議案第93号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

三田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

三田市長 田村克也

指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第48条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 省略

2 省略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) 省略

指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第48条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 省略

2 省略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。ただし、森林法(昭和26年法律第249号)第21条第1項に規定する火入れを除く。)

(2)～(6) 省略

2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。